

平成30年度 特別養護老人ホーム ロング・ライフ（短期入所）

事業計画

基本方針

指定介護老人福祉施設として、社会福祉法人・老人福祉法及び介護保険法等の理念に基づき入所者の処遇に万全を期するものとします。

基本目標

1. 職員は施設の方針を理解し、職員相互の協力のもと、入所者へのサービスの充実及び向上に努めます。
2. 入所者の安全を常に心掛け、施設内外の事故防止と防災に努めます。
3. 職員は専門職としての知識と技術、並びに使命についての計画的研修を重ね、知識・技術の習得に努めます。
4. 職員は地域社会の一員としての自覚をもち、保健・医療・福祉の分野との連携を深め地域福祉、地域貢献の向上に努めます。

処遇方針

入所者のサービス提供にあたっては、専門的知識と技術を活かし、入所者一人ひとりの心身状況に応じた日常生活を営むことが出来るよう個別ケアに努め、安全かつ快適な環境作りに努めます。

重点目標

基本方針を踏まえ平成29年度の重点事項として実施します。

1. 入所者のサービスについては、多職種間での情報の共有化を図り入所者本人の希望を取り入れたケアプランの策定に努めます。
2. 入所者にとっての「生活の場」としてふさわしいサービス内容と環境作りに努めます。
3. 地域ケアの基幹的支援施設として、専門的な知識・技術や機能を地域に積極的に展開できるように努め、地域貢献にも努めます。
4. 疾病予防、健康の保持・増進を目的とした口腔ケアを積極的に行うよう努めます。

5. 認知症への理解を深め適切なケア・個別ケアを行うことで、より快適な生活の提供に努めます。
6. 利用者の多種多様なニーズに対応できるよう、職員は自己研鑽に励み、知識と技術の習得に努めます。
 - ①職場内外研修の充実
 - ②利用者一人ひとりを尊重し、利用者本位（主体性）のサービスの充実
7. 入所者への生活リハビリについて、身体的残存機能を十分に発揮できるよう、計画を立て一人ひとりに適した機能回復訓練に努めます。
8. 介護サービス内容や事故防止等については、各マニュアルを活用し実施します。又、介護記録等の関係書類やマニュアルを適正に作成・見直しを行い、より適切な介護サービスが提供できるよう努めます。
9. 利用者・家族からの苦情や相談に誠意をもって迅速に対応し、再発防止に努めます。

サービス計画

1. 入所者の生活の活性化につながるものとして下記により実施します。
 - レクリエーション（余暇活動）の実施（毎日）
 - 生活リハビリの実施（毎日）
 - 各種行事の実施（毎月・随時）
2. 入所者の生活に関わる項目
 - 定期健康診断、衛生管理及び感染症等に対する対策を講じ、実施することに努めます。
 - 褥瘡の予防に徹し、寝たきり状態を防止し、おむつ交換・体位交換・栄養量の確保に努め、嘱託医・看護師及び介護員・栄養士等の連絡を密にし、早期発見・早期治療の充実に努めます。
 - 給食については、管理栄養士の元、必要な栄養所要量を確保し、嗜好調査・残食調査等を充分に行い、又希望食等の回数を増やし、適切な給食の提供に努めます。
 - 入所者一人ひとりがその人らしい家庭的な生活を送れるよう、以前の生活環境や生きがい等を踏まえながら利用者主体のケアに取り組みます。
3. 環境整備と防災対策

快適な生活を目的に建物、設備等の保守点検を実施し安全で安心できる生活環境と防災管理に努めます。

又、防災計画に基づく、訓練の実施及び地域の方々との協力体制の確立、設備等の点検により災害対策に努めます。

4. 地域交流事業との提携、ボランティアの受け入れ

- 施設を地域に開放し、夏まつり、文化祭等の行事について、各婦人会団体、ボランティア団体、地域住民の一般参加の呼びかけに努めます。
- 地域の行事や活動等に積極的に参加し、地域との交流に努めます。
- ボランティアの受け入れ、各学校の実習生の受け入れを積極的に行い、福祉人材育成等に寄与することに努めます。

平成30年度年間行事計画

月 別	行事内容	実施内容等
4 月	花見	小ユニットに分かれ園外での 観桜会
5 月	母の日	母の日を祝う
6 月	運動会 父の日	紅白に分かれ競い合う 父の日を祝う
7 月	七夕 流しそうめん	七夕飾りをつくり願いごとをする 小ユニットに分かれての外出
8 月	夏祭り	盆踊り・屋台・余興で夏の日を 楽しむ
9 月	敬老会	幼稚園児と長寿を祝う
10 月	園外散歩	小ユニットに分かれ自然に親しむ バスハイク
11 月	文化祭	利用者の作品展示 一般公開し、盛大に行なう
12 月	クリスマス会	余興・ゲーム等で楽しむ
1 月	新年会 だんごさし	もちつき・余興で新年を祝う 小正月に願いを込め行う
2 月	節分	豆まき・鬼を追い払う
3 月	ひな祭	幼稚園児と桃の節句を祝う

* 毎月、「居酒屋」と「誕生会」行事を実施

平成30年度 ロング・ライフデイサービスセンター

事業計画

基本方針

利用者が在宅において、可能な限り有する能力に応じた自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活の援助及び機能訓練を行います。また、利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持を図ります。さらに、利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るよう努めます。

基本目標

1. 利用者各個々の尊厳の保持と、日々の利用に安心・安全・満足して過ごして頂けるように本人・家族の意向、要望を取り入れサービスの提供に努めます。
2. 職員は基本方針を十分に理解し、報告・連絡・相談を徹底し、サービスの質の向上に努めます。
3. 家族、介護支援専門員・各福祉サービス機関との連絡・連携を密に行い、利用者の自立支援の統一を図ります。
4. 利用者が安全に利用できるよう、施設内外の事故防止に常に心がけます。

処遇方針

利用者が健康で充実した生活を送る事が出来るよう個別援助計画を作成し、個人個人の残存機能の維持を心がけ、日々の生活の中で希望や生きがいを持てる援助を行います。

重点目標

基本方針を踏まえ平成30年度の重点項目として実施します。

1. 利用者個々の現状と要望を的確に把握し、個別援助計画を作成しサービスの提供に努めます。
2. 職員の専門職としての資質の向上を目指し施設内外の研修の充実を図るとともに定期的に勉強会を開催することで、職員の資質及びサービスの質の向上に努めます。
3. 生活リハビリを中心に残存機能の維持増進を図り、日常生活の活性化に

努めます。

4. 利用者、家族からの意見・希望を十分反映させ、日課の見直し改善に努めます。
5. 四季折々の行事を取り入れ、利用者が楽しんでいただけるよう余暇活動を重視します。
6. 利用者からの苦情には誠意をもって対応し再発防止に努めます。
7. 歯と口を気質的、機能的口腔ケアを行い、健康寿命の延伸に努めます。
8. 利用者の生活の中心である在宅生活にも目を向け、利用者を介護している家族の支援にも努めます。

平成30年度年間行事予定

月別	行事内容	その他	備考
4月	お花見（1週間）	誕生会	
5月	母の日（1週間）	誕生会	
6月	父の日（1週間）	誕生会	
7月	七夕（7月7日） 紫陽花見学（1週間）	誕生会	
8月	夏祭り（1日のみ）	誕生会	特養と合同
9月	敬老会（1週間）	誕生会	
10月	運動会（1週間）	誕生会	
11月	紅葉狩り（1週間）	誕生会	
12月	クリスマス会（1日のみ） 忘年会（1週間）	誕生会	特養と合同
1月	初詣（1月1～3日） 新年会（1週間）	誕生会	1月1日は特養 の新年会に参加
2月	節分（2月3日）	誕生会	
3月	ひな祭（1週間）	誕生会	

※毎月、ご利用者の皆様と一緒に「手作りおやつ」を作る日を設けます。

平成30年度 ロング・ライフ訪問介護事業所

事業計画

基本方針

利用者が可能な限り、在宅での日常生活を自立的に営めるような援助を行い、心身の機能低下の予防やより活発化させるような働きと必要不可欠な援助に努めます。

基本目標

1. 利用者の生活状況は様々であり、それぞれ異なったニーズを把握して理解し適切な援助に努めます。
2. 利用者の家族、又他の福祉、医療機関との連携を密にしヘルパーサービスの向上に努めます。
3. より良いサービスの提供と事故防止に努めます。

処遇方針

利用者の自立支援に向けて援助計画を立案し、個人のもつ可能性を最大限に引き出し、喜びと希望がもたれるような援助に努めます。

重点目標

基本方針を踏まえ平成29年度の重点事項として実施します。

1. 介護予防サービスが適切に提供できるように、利用者の理解のもと職員の意識の向上とサービス内容のマニュアルを作成します。
2. 研修会の内容をより充実させて職員の資質、及びサービスの質の向上に努めます。
3. 介護福祉士の資格所得者の増員を目指した職員の意識高揚、及び勉強会の開催に努めます。
4. 多種多様な利用者・家族のニーズを把握した個別計画の作成に努めます。
5. 介護サービス内容、訪問時の接遇、事故防止等の各マニュアルを有効に活用し、より適切なサービスが提供できるように努めます。

平成30年度ヘルパー勉強会

月	事 業 内 容
4月	7(土) 職業倫理・介護保険制度について
5月	5(土) 接遇について
6月	2(土) 少ない食材での調理
7月	7(土) 食中毒予防について
8月	4(土) 支援者の身体と心を整える
9月	1(土) 苦情・相談内容報告について
10月	6(土) 高齢者に多い症状、病気 他
11月	3(土) ヒヤリ・ハット事故報告について
12月	1(土) 少ない食材での調理
1月	5(土) 認知症について ②
2月	2(土) 介護技術について
3月	2(土) 1年間を通しての課題提起

平成 30 年度 ロング・ライフ夜間対応型訪問介護事業所

事業計画

基本方針

利用者が要介護状態となった場合においても、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、夜間において、定期的な巡回又は通報により利用者の居宅を訪問し、排せつの介護、日常生活上の緊急時の対応その他の夜間において安心してその居宅での生活を送ることができるようにするための援助に努めます。

基本目標

1. 利用者の生活状況は様々であり、それぞれ異なったニーズを把握して理解し適切な援助に努めます。
2. 利用者の家族、又他の福祉、医療機関との連携を密にして夜間対応型訪問介護サービスの向上に努めます。
3. 良質なサービスの提供と事故防止に努めます。

処遇方針

利用者が要介護状態となっても、居宅において可能な限り継続した暮らしができるように、自立支援に向けた個別サービス計画を立案し、個人のもつ可能性を最大限に引き出し、喜びと希望がもたれるような援助に努めます。

重点目標

基本方針を踏まえ平成 30 年度の重点事項として実施します。

1. 夜間における訪問介護においては、利用者ひとりひとりの生活状況を把握し、その方に適したサービス提供に努めます。また、利用者、家族との良好な関係性を構築するため、職員の資質、サービスの質の向上に努めます。
2. 訪問介護サービス内容、訪問時の接遇、事故防止等の各種マニュアルを整備し、より適切なサービスが提供できるように努めます。
3. 多種多様な利用者・家族のニーズを十分に把握した個別サービス計画の作成に努めます。
4. 研修会・勉強会においては、積極的な参加と内容の充実化を図り、初めての事業となる夜間対応型訪問介護が円滑に機能できるように努めます。
5. 利用者・家族を含めた地域住民、及び医療機関、介護サービス事業者等への周知を図り十分に理解を得ることで、円滑な事業展開に努めます。
6. 利用者に係る医療・福祉サービス事業者との密接な連携に努め、利用者が住みなれた地域で在宅生活が継続できるよう努めます。

平成30年度 社会福祉法人ライフ・タイム・福島指定居宅介護支援事業所

事業計画

基本方針

利用者様及び家族様と関係市町村をはじめ、地域の保健・医療・福祉サービス提供機関と連携し、包括的・継続的な居宅介護支援サービスの提供に努めます。

基本目標

1. 利用者様及び家族様との信頼し合える人間関係を構築し、利用者様の特性を踏まえ、その有する能力に応じ可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことが出来るよう、双方のニーズに応じた居宅サービス計画を作成し、サービス提供事業所との連絡調整、その他の便宜の提供に努めます。
2. 地域の中で核となる事業所づくりを目指し、皆に愛され支援されるように地域住民との交流に努め、介護保険と社会資源のより良いサービスを受ける事が出来るよう努めます。
3. 職員は専門職としての知識と技術、並びに使命について計画的に研修を重ねるように努めます。
4. 特定事業所として、地域包括支援センターと連携し、質の高いケアマネジメントの実施に努めます。

重点目標

基本方針を踏まえ平成30年度の重点事項として実施します。

1. 利用者様及び家族様との信頼関係を築き、双方のニーズに応じた利用者様の自己選択や自己決定などの主体性を尊重し、居宅サービス計画を作成し、個別ケアの充実が図れるよう努めます。
2. 地域の中で愛され支持されるような組織体制や事業所づくりを目指し、地域包括支援センターと共に徘徊ネットワークやコミュニティ作りなど地域で暮らし続けられるような仕組みづくりに協力します。
3. 平時からの医療機関との連携促進のために利用者様の主治の医師や歯科医師、薬剤師にケプランなどの必要な情報伝達を行うなど、医療機関等と総合的に連携を図っていきます。
4. 地域包括支援センター等が実施する事例検討会等への参加や他法人との共同での研修会の定期的な開催に努めていきます。

平成30年度 福島市松川地域包括支援センター

事業計画

基本方針

1. 高齢者やその家族が抱えているニーズに対し、介護保険サービスだけでなく保健・医療・福祉及び、インフォーマルな活動と連携し、地域住民を包括的に支援する。
2. 地域の認知症高齢者施策として、認知症について正確な知識や理解の普及・意識啓発を行い、認知症の方が、住み慣れた地域で安心・安全に生活が継続できるように地域づくりに積極的に取り組む。

基本目標

1. 総合相談支援や訪問活動等を通じて地域と連携する。
2. 介護予防の啓発活動を行い、身体機能の改善や悪化の防止に努めると共に自立支援を促す。
3. 高齢者への訪問活動を行い、実態把握に努める。
4. 地域住民に対して認知症サポーターの普及・啓発活動を行い、地域包括ケアに根ざした地区組織等地区住民とのネットワークづくり（認知症SOSネットワーク擬訓練実施・継続）に努める。
5. 高齢者に対する虐待の防止・早期発見等や養護者への支援など権利擁護に努める。
6. 支援困難事例への対応など、介護支援専門員への支援に努める。

重点目標

◆包括的支援事業

（1）総合相談支援事業

- ①専門職員が高齢者の様々な相談に応じ、相談者の立場を考えた対応を行い適切なサービスや機関・制度等へ繋ぎ、継続的な相談業務を行う。
- ②相談内容の把握・分析を行うとともに、相談事例の解決の為に進捗管理や高齢者以外の関係機関との連携を図り適切な対応を行う。
- ③高齢者や家族の相談のみに限らず民生委員など関係者と顔の見える関係を構築し地域の高齢者の心身の状況や家族環境等の隠れた問題やニ

ーズを把握することにより支援が必要となる高齢者や家族への予防的対応や早期対応を図る。

- ④高齢者支援等に関する介護保険外サービスなど地域の社会資源の把握を行う。
- ⑤平成 28 年 3 月 1 日以降は、市の介護予防・日常生活支援総合事業の実施に伴い、「基本チェックリスト」の活用により、事業サービスの提供が必要な人を決定し介護予防ケアマネジメントへ繋げる。

（２）権利擁護事業

- ①生活困窮者や問題を抱えたこれ高齢者等が自ら権利を理解して行動できるように支援する。
- ②認知症により判断能力に低下が見受けられる場合には適正な介護サービスの利用や成年後見制度や日常生活自立支援事業を活用し高齢者の権利擁護を図る。
- ③高齢者への暴力や心理的苦痛等を与える虐待などの権利侵害から保護する必要があるときは市との協議や関係機関との連携により適切で迅速な対応を行う。
- ④福島市権利擁護センターをはじめとする関係機関や関係者との連携により悪徳商法など消費者被害防止の啓発活動を行う。

（３）包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

- ①地域の介護支援専門員の業務の円滑な実施を支援するためケアプランの作成についての相談、困難事例の個別ケースについての具体的な援助方法の検討・助言を行う。
- ②サービス担当者会議への出席等を通じて介護支援専門員の実践力向上にと努める。
- ③介護支援専門員が抱える課題等を的確に把握し、包括的・継続的ケアマネジメントを実践できるように環境整備し介護支援専門員のスキルアップ等に努める。
- ④介護支援専門員同士のネットワークや関係機関との連携により地域のあらゆる社会資源を共有し高齢者やその家族が必要な時に円滑に援助が切れ目なく受けられるように支援を行う。

（４）生活支援推進事業

- ①地域支え合い推進員は、地域の高齢者を在宅生活で支えるため、地域の現状を把握、地域で必要とされている支援や地域にある色々な資源

を見つけ出し、在宅への支援状況を整理する。

- ②地域に協議体を設置、地域支え合い推進員が協議体と協力し地域協議会を開催、地域の関係機関との連携を図り顔の見えるネットワークを構築し情報交換・情報共有を図り地域とのつながりやご近所の支え合いの体制をつくり高齢者が安心して暮らせる地域づくりに努める。

(5) 認知症総合支援事業

- ①認知症地域支援推進員は、医療・保険・介護・福祉の各種専門機関と連携し地域での認知症高齢者への支援体制づくりを行う。
- ②「認知症SOSネットワーク模擬訓練」による地域での見守り体制の構築、認知症カフェ等の活動を通じて認知症高齢者とその家族が地域で安心して暮らし続けることがよう支援体制づくりに努める。
- ③地域住民、企業、小学校に対して認知症サポーター養成講座を開催、認知症予防、普及啓発活動に努める。
- ④地域の特性に応じた「認知症ケアパス（ケアの流れ）」をつくり、介護と医療の多職種間との連携を強化する。

(6) 地域ケア会議（自立支援型地域ケア会議を含む）

- ①個別ケースや地域課題を検討する地域ケア会議を通じて、困難事例等の課題解決と地域の課題を把握する。
- ②医療、介護等の専門職をはじめ、民生委員、町内会長、社会福祉法人、ボランティアなどの地域の多様な関係者が協働し、複雑多様化した課題を持つ高齢者へ最も適切な支援を行う。
- ③ケアマネジメント支援を通じて介護支援専門員の資質の向上を図る。
- ④要支援者の自立を促すための地域ケア会議には、運動・口腔・栄養等の多職種からの専門的な助言・指導により適切なケアマネジメント作成に努める。

◆新しい介護予防・日常生活支援総合事業

(1) 介護予防ケアマネジメント業務

- ①介護予防の目的である「高齢者が要介護状態になることをできる限り防ぐ」「要支援・要介護状態になっても状態がそれ以上悪化しないようにする」ために、高齢者自身が地域における自立した日常生活が送れるよう支援する。
- ②適切なアセスメントの実施により利用者の状況を踏まえた目標を設定し、利用者本人がそれを理解した上で、その達成のために必要なサービ

スを主体的に利用し目標の達成に取り組んでいけるよう、具体的にサービス事業等の利用についてケアプランを検討・作成する。

(2) 一般介護予防事業

- ①介護予防の基本的な知識の普及・啓発のため、転倒予防や認知症予防や認知症予防・健康づくりのための介護予防教室を開催する。
- ②いきいきももりん体操による地域の通いの場づくりから地域づくりを推進し高齢者の介護予防と社会参加を支援し、生活の質の向上に努める。

基本方針

定期巡回・随時対応型訪問介護・看護事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が尊厳を保持し、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、定期的な巡回又は随時通報により利用者の居宅を訪問し、入浴、排せつ、食事等の介護、日常生活上の緊急時の対応、その他、安心して居宅において生活を送ることができるようにするための援助を行い、その療養生活を支援し、心身の機能の維持回復に努めます。

基本目標

- 1、利用者の生活状況は様々であり、それぞれ異なったニーズを把握して理解し適切な援助に努めます。
- 2、利用者の家族、また他の福祉、医療機関との連携を密にしてサービスの向上に努めます。
- 3、良質なサービスの提供と事故防止に努めます。

処遇方針

利用者が要介護状態となっても、居宅において可能な限り継続した暮らしができるように、自立支援にむけた個別サービス計画を立案し、個人のもつ可能性を最大限に引き出し、喜びと希望がもたれるような援助に努めます。

重点目標

基本方針を踏まえ平成 30 年度の重点事項として実施します。

- 1、在宅における訪問介護サービスが適切に提供できるよう職員の資質、及びサービスの質の向上に努めます。
- 2、訪問介護サービス内容、訪問時の接遇、事故防止等の各種マニュアルを整備し、より適切なサービスが提供できるように努めます。
- 3、多種多様な利用者・家族のニーズを十分に把握した個別サービス計画の作成に努めます。
- 4、研修会、勉強会においては、積極的な参加と内容の充実化を図り、初めての事業となる定期巡回・随時対応型訪問介護・看護が円滑に機能できるように努めます。
- 5、利用者・家族を含めた地域住民、及び医療機関、介護サービス事業者等への周知を図り十分に理解を得ることで、円滑な事業展開に努めます。

事 業 計 画

① 基本方針

地域の方々、利用者が生活するうえで可能な限り有する能力に応じた自立した生活を営むことができるよう、予防運動、機能訓練、生活リハビリを行なうことで ADL・QOL の向上をはかります。

また、社会福祉法人ライフ・タイム・福島において職員の精神的・身体的な負担の軽減をはかります。

② 基本目標

1. 地域の方々、利用者の尊厳の保護と日々の暮らしに安心、安全、満足いて過ごしていただけるように本人、ご家族の意向、要望を取り入れたサービスの提供に努めます。
2. 基本方針を十分に理解し、報告・連絡・相談を徹底し、サービスの質の向上に努めます。
3. 家族、介護支援専門員・各福祉サービス機関との連絡・連携を密に行い、地域の方々、利用者の自立支援を支えます。
4. 職員の精神的・身体的な負担の軽減がはかれますよう努めます。

③ 処遇方針

利用者が健康で充実した生活を送ることができるよう個別機能訓練 実施計画書を作成し、個人個人の残存機能の維持・向上を心がけ、日々の生活の中で希望や生きがいを持って生活できるよう援助していきます。

また、職員の精神的・身体的な負担の軽減がはかれますよう努めます。

④ 重点目標 - 基本方針を踏まえ平成29年度の重点項目として実施します。

1. ロング・ライフデイサービス利用者個々の現状と要望を的確に把握し、個別機能訓練 実施計画書Ⅰ・Ⅱを作成しサービスの提供に努めます。
2. 法人内での利用者様の健康状態、心身状態を把握し、リハビリテーションを行っていきます。
3. 専門職としての資質の向上、サービスの質の向上を目指し日本理学療法士協会等の研修、勉強会へと積極的に参加いたします。
4. 生活リハビリを中心に残存機能の維持・向上をはかり、日常生活の活性化に努めます。
5. 利用者、家族からの意見・希望を十分に反映させ、業務の見直し改善に努めます。
6. 地域の交流として、介護予防教室や法人主催の教室に積極的に参加し、地域の方々とのコミュニティを構築いたします。

平成 30 年度 社会福祉法人ライフ・タイム・福島 理学療法士 年間計画

	法人内リハビリ等	地域の予防教室等
4 月	週 2 回／フクチャンち 週 2 回／ライフ吉井田 ロング・ライフデイサービス ストレスケア研修会講師	石倉寿楽会予防教室 おたっしや健康クラブ(松川包括) ちょこっと体操教室(ライフ吉井田) 料理教室(ライフ吉井田) 吉井田オレンジカフェ(ライフ吉井田)
5 月	週 2 回／フクチャンち 週 2 回／ライフ吉井田 ロング・ライフデイサービス デイサービス勉強会講師	おたっしや健康クラブ(松川包括) ちょこっと体操教室(ライフ吉井田) 料理教室(ライフ吉井田) 吉井田オレンジカフェ(ライフ吉井田)
6 月	週 2 回／フクチャンち 週 2 回／ライフ吉井田 ロング・ライフデイサービス ストレスケア研修会講師	石倉寿楽会予防教室 おたっしや健康クラブ(松川包括) ちょこっと体操教室(ライフ吉井田) 料理教室(ライフ吉井田) 吉井田オレンジカフェ(ライフ吉井田) ロングな介護(松川居宅支援事業所) フクチャンちオレンジカフェ
7 月	週 2 回／フクチャンち 週 2 回／ライフ吉井田 ロング・ライフデイサービス	坂ノ下・上ノ内予防教室 おたっしや健康クラブ(松川包括) ちょこっと体操教室(ライフ吉井田) 料理教室(ライフ吉井田) 吉井田オレンジカフェ(ライフ吉井田)
8 月	週 2 回／フクチャンち 週 2 回／ライフ吉井田 ロング・ライフデイサービス デイサービス勉強会講師 ストレスケア研修会講師	石倉寿楽会予防教室 おたっしや健康クラブ(松川包括) ちょこっと体操教室(ライフ吉井田) 料理教室(ライフ吉井田) 吉井田オレンジカフェ(ライフ吉井田)
9 月	週 2 回／フクチャンち 週 2 回／ライフ吉井田 ロング・ライフデイサービス	美郷ふれあいサロン おたっしや健康クラブ(松川包括) ちょこっと体操教室(ライフ吉井田) 料理教室(ライフ吉井田) 吉井田オレンジカフェ(ライフ吉井田)

10 月	週 2 回／フクチャンち 週 2 回／ライフ吉井田 ロング・ライフデイサービス ストレスケア研修会講師	第 5 回安心安全ネットワーク模擬訓練 石倉寿楽会予防教室 おたっしや健康クラブ(松川包括) ちょこっと体操教室(ライフ吉井田) 料理教室(ライフ吉井田) 吉井田オレンジカフェ(ライフ吉井田)
11 月	週 2 回／フクチャンち 週 2 回／ライフ吉井田 ロング・ライフデイサービス 訪問看護勉強会講師	原中町内会予防教室 おたっしや健康クラブ(松川包括) ちょこっと体操教室(ライフ吉井田) 料理教室(ライフ吉井田) 吉井田オレンジカフェ(ライフ吉井田)
12 月	週 2 回／フクチャンち 週 2 回／ライフ吉井田 ロング・ライフデイサービス ストレスケア研修会講師	石倉寿楽会予防教室 おたっしや健康クラブ(松川包括) ちょこっと体操教室(ライフ吉井田) 料理教室(ライフ吉井田) 吉井田オレンジカフェ(ライフ吉井田)
1 月	週 2 回／フクチャンち 週 2 回／ライフ吉井田 ロング・ライフデイサービス デイサービス勉強会講師	おたっしや健康クラブ(松川包括) ちょこっと体操教室(ライフ吉井田) 料理教室(ライフ吉井田) 吉井田オレンジカフェ(ライフ吉井田)
2 月	週 2 回／フクチャンち 週 2 回／ライフ吉井田 ロング・ライフデイサービス ストレスケア研修会講師	石倉寿楽会予防教室 おたっしや健康クラブ(松川包括) ちょこっと体操教室(ライフ吉井田) 料理教室(ライフ吉井田) 吉井田オレンジカフェ(ライフ吉井田) ロングな介護(松川居宅支援事業所) フクチャンちオレンジカフェ
3 月	週 2 回／フクチャンち 週 2 回／ライフ吉井田 ロング・ライフデイサービス 新入職員研修会講師	おたっしや健康クラブ(松川包括) ちょこっと体操教室(ライフ吉井田) 料理教室(ライフ吉井田) 吉井田オレンジカフェ(ライフ吉井田)

平成 30 年 ロング・ライフ 作業療法士

事 業 計 画

基本方針

地域の方々、利用者が生活するうえで可能な限り有する能力に応じた自立した生活を営むことができるよう、予防運動、機能訓練、生活リハビリを行なうことでADL・QOLの向上をはかる。

また、ライタイム福島において職員の精神的・身体的な負担の軽減をはかる。

基本目標

1. 地域の方々、利用者の尊厳の保護と日々の暮らしに安心、安全、満足して過ごしていただけるように本人、ご家族の意向、要望を取り入れたサービスの提供に努めます。
2. 基本方針を十分に理解し、報告・連絡・相談を徹底し、サービスの質の向上に努めます。
3. 家族、介護支援専門員・各福祉サービス機関との連絡・連携を密に行い、地域の方々、利用者の自立支援を支えます。
4. 職員の精神的・身体的な負担の軽減がはかれますよう努めます。

処遇方針

利用者が健康で充実した生活を送ることができるよう個別機能訓練 実施計画書を作成し、個人個人の残存機能の維持・向上を心がけ、日々の生活の中で希望や生きがいを持って生活できるよう援助していきます。

また、職員の精神的・身体的な負担の軽減がはかれますよう努めます。

重点目標 － 基本方針を踏まえ平成 30 年度の重点項目として実施します。

1. 利用者個々の現状と要望を的確に把握し、個別機能訓練 実施計画書を作成しサービスの提供に努めます。
2. 生活リハビリを中心に残存機能の維持・向上をはかり、日常生活の活性化に努めます。
3. 専門職としての資質の向上、サービスの質の向上を目指し研修、勉強会へと積極的に参加いたします。
4. 利用者、家族からの意見・希望を十分に反映させ、業務の見直し改善に努めます。
5. 地域の方々、利用者のADL，QOLの向上に目を向け関わるとともに、介護している家族や職員の介護技術の向上、ストレスケアに努めていきます。

法人内 コンディショニングセミナー ～ 体と心を整え、ストレスケア ～

平成30年度 年間計画表



●奇数月1回（月の中旬以降 月・火・金のいずれか）開催

実施日	内容	実施時間	担当
2018.5.21	第1回 腰痛改善の新たな一手！珍体操で劇的改善！（ガッテン）	14:00 ～ 14:30	渡邊
2018.7.23	第2回 顔ヨガで美しく生きよう！ Vo1	14:00 ～ 14:30	渡邊
2018.9.18	第3回 顔ヨガで美しく生きよう！ Vo2	14:00 ～ 14:30	渡邊
2018.11.19	第4回 医師10万人アンケートによりけんこうに！（世界一）	14:00 ～ 14:30	渡邊
2019.1.21	第5回 肩こり、腰痛、神経痛、原因は体の歪みにあった4タイプ別運動（世界一）	14:00 ～ 14:30	渡邊
2019.3.18	第6回 シミ・あざ・キズの原因解明！体に痕を残さない超美肌医学！（世界一）	14:00 ～ 14:30	渡邊

- ・全米ヨガアライアンス200RYT認定インストラクター
- ・PHI ピラティス Mat I・II インストラクター
- ・ルーシーダットン マスター インストラクター
- ・経絡ヨガインストラクター ・シニアヨガインストラクター
- ・作業療法士

講師：渡邊 陽一

事業計画

① 基本方針

地域の方々、利用者が生活するうえで可能な限り有する能力に応じた自立した生活を営むことができるよう、主に摂食、嚥下面においてリハビリを行ないADL・QOLの向上をはかる。

② 基本目標

1. 地域の方々、利用者の尊厳の保護と日々の暮らしに安心、安全、満足いて過ごしていただけるように本人、ご家族の意向、要望を取り入れたサービスの提供に努めます。
2. 基本方針を十分に理解し、報告・連絡・相談を徹底し、サービスの質の向上に努めます。
3. 家族、介護支援専門員・各福祉サービス機関との連絡・連携を密に行い、地域の方々、利用者の自立支援を支えます。
4. 給食委員の委員会活動にて意見交換をし、そこからの情報の発信を行うことで、利用者のより良い食事環境の提供に努めます。

③ 処遇方針

利用者が健康で充実した生活を送ることができるよう個別機能訓練 実施計画書を作成し、個人個人の残存機能の維持・向上を心がけ、日々の生活の中で希望や生きがいを持って生活できるよう援助していきます。

- ④ 重点目標 - 基本方針を踏まえ平成 30 年度の重点項目として実施します。

1. ロング・ライフデイサービス利用者個々の現状と要望を的確に把握し、摂食、嚥下リハビリテーション 実施計画書を作成しサービスの提供に努めます。
2. 法人内での利用者様の健康状態、心身状態を把握し、リハビリテーションを行っていきます。
3. 専門職としての資質の向上、サービスの質の向上を目指し日本嚥下リハビリテーション学会等の研修、勉強会へと積極的に参加いたします。
4. 摂食、嚥下リハビリを中心に残存機能の維持・向上をはかり、食事量の低下からおこる筋力、体力の低下を予防すると共に日常生活の活性化に努めます。
5. 専門の視点から口腔ケアを行い、口腔の衛生状態を保つことで肺炎やその他感染症にかかるリスクの軽減に努めます。
6. 利用者、家族からの意見・希望を十分に反映させ、業務の見直し改善に努めます。
7. 地域の交流として、介護予防教室や法人主催の教室に積極的に参加し、地域の方々とのコミュニティを構築します。

平成 30 年度 社会福祉法人ライフ・タイム・福島 言語聴覚士 年間計画

	法人内リハビリ等	地域の予防教室等
4 月	ロング・ライフ特養	料理教室(ライフ吉井田) 吉井田オレンジカフェ(ライフ吉井田)
5 月	ロング・ライフ特養	料理教室(ライフ吉井田) 吉井田オレンジカフェ(ライフ吉井田)
6 月	ロング・ライフ特養	料理教室(ライフ吉井田) 吉井田オレンジカフェ(ライフ吉井田)
7 月	ロング・ライフ特養	料理教室(ライフ吉井田) 吉井田オレンジカフェ(ライフ吉井田)
8 月	ロング・ライフ特養	料理教室(ライフ吉井田) 吉井田オレンジカフェ(ライフ吉井田)
9 月	ロング・ライフ特養	料理教室(ライフ吉井田) 吉井田オレンジカフェ(ライフ吉井田)
10 月	ロング・ライフ特養	料理教室(ライフ吉井田) 吉井田オレンジカフェ(ライフ吉井田)
11 月	ロング・ライフ特養	料理教室(ライフ吉井田) 吉井田オレンジカフェ(ライフ吉井田)
12 月	ロング・ライフ特養	料理教室(ライフ吉井田) 吉井田オレンジカフェ(ライフ吉井田)
1 月	ロング・ライフ特養	料理教室(ライフ吉井田) 吉井田オレンジカフェ(ライフ吉井田)
2 月	ロング・ライフ特養	料理教室(ライフ吉井田) 吉井田オレンジカフェ(ライフ吉井田)
3 月	ロング・ライフ特養	料理教室(ライフ吉井田) 吉井田オレンジカフェ(ライフ吉井田)

その他勉強会、研修等随時参加していきます。

平成30年度 障害福祉サービス事業（指定短期入所）

事業計画

基本方針

障害福祉サービスに該当する指定短期入所は、支援が必要になった場合においてもその利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持ならびに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ります。

基本目標

1. 職員は施設の方針を理解し、職員相互の協力のもと、入所者へのサービスの充実に努めます。
2. 入所者の安全を常に心掛け、施設内外の事故防止と防災に努めます。
3. 職員は専門職としての知識と技術、並びに使命についての計画的研修を重ね、知識・技術の習得に努めます。
4. 利用者・家族のニーズに応じて、必要なサービスの提供に努めます。
5. 職員は、関係市町村、他の事業者、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

処遇方針

利用者のサービス提供にあたっては、専門的知識と技術を活かし、利用者一人ひとりの心身状況に応じた日常生活を営むことが出来るよう個別ケアに努め、安全かつ快適な環境作りに努めます。

重点目標

基本方針を踏まえ平成29年度の重点事項として実施します。

1. 利用者のサービスについては、多職種間での情報の共有化を図り利用者本人の希望を取り入れた短期入所計画の策定に努めます。

2. 利用者にとっての「生活の場」としてのふさわしいサービス内容と環境作りに努めます。
3. 疾病予防、健康の保持・増進を目的とした口腔ケアを積極的に行うよう努めます。
4. 利用者の多種多様なニーズに対応できるよう、職員は自己研鑽に励み、知識と技術の習得に努めます。
 - ①職場内外研修の充実
 - ②利用者一人ひとりを尊重し、利用者本位（主体性）のサービスの充実
5. 利用者への生活リハビリについて、身体的残存機能を十分に発揮できるよう一人ひとりに適した機能回復訓練に努めます。
6. サービス内容や事故防止等については、各マニュアルを活用し実施します。
又、記録等の関係書類やマニュアルを適正に作成・見直しを行い、より適切なサービスが提供できるよう努めます。
7. 利用者・家族からの苦情や相談に誠意を持って迅速に対応し、再発防止に努めます。

平成30年度 障害福祉サービス事業（日中一時支援事業）

事業計画

基本方針

障害福祉サービスに該当する日中一時支援は、支援が必要になった場合においてもその利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持ならびに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ります。

基本目標

1. 職員は施設の方針を理解し、職員相互の協力のもと、入所者へのサービスの充実向上に努めます。
2. 入所者の安全を常に心掛け、施設内外の事故防止と防災に努めます。
3. 職員は専門職としての知識と技術、並びに使命についての計画的研修を重ね、知識・技術の習得に努めます。
4. 利用者・家族のニーズに応じて、必要なサービスの提供に努めます。
5. 職員は、関係市町村、他の事業者、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

処遇方針

利用者のサービス提供にあたっては、専門的知識と技術を活かし、利用者一人ひとりの心身状況に応じた日常生活を営むことが出来るよう個別ケアに努め、安全かつ快適な環境作りに努めます。

重点目標

基本方針を踏まえ平成29年度の重点事項として実施します。

1. 障害者の日中における活動を確保し、障害者等の家族の就労支援および障害者等

を日常的に介護している家族の一時的な休息を取れるように努めます。

2. 利用者のサービスについては、多職種間での情報の共有化を図り、利用者本人の希望を取り入れたサービス計画策定に努めます。
3. 利用者にとっての「生活の場」としてのふさわしいサービス内容と環境作りに努めます。
4. 疾病予防、健康の保持・増進を目的とした口腔ケアを積極的に行うよう努めます。
5. 利用者への生活リハビリについて、身体的残存機能を十分に発揮できるよう一人ひとりに適した機能回復訓練に努めます。
6. 利用者の多種多様なニーズに対応できるよう、職員は自己研鑽に励み、知識と技術の習得に努めます。

①職場内外研修の充実

②利用者一人ひとりを尊重し、利用者本位（主体性）のサービスの充実

7. サービス内容や事故防止等については、各マニュアルを活用し実施します。
又、記録等の関係書類やマニュアルを適正に作成・見直しを行い、より適切なサービスが提供できるよう努めます。
8. 利用者・家族からの苦情や相談に誠意を持って迅速に対応し、再発防止に努めます。

平成 30 年度 障害福祉サービス事業（指定居宅介護）事業計画

基本方針

障害福祉サービスに該当する指定居宅介護は、支援が日羽陽となった場合においてもその利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事などの介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図る。

基本目標

1. 利用者の生活状況は様々であり、それぞれ異なったニーズを把握して理解し適切な援助に努めます。
2. 利用者の家族、又ほかの福祉、医療機関との連携を密にしヘルパーサービスの向上に努めます。
3. より良いサービスの提供と事故防止に努めます。

処遇方針

利用者の自立支援に向けて援助計画を立案し、個人の持つ可能性を最大限に引き出し、喜びと希望が持てるような援助に努めます。

重点目標

基本方針を踏まえ平成 30 年度の重点事項として実施します。

1. 障害者サービスへのスムーズな取り組み、展開の実現に努めます。
2. 定期的な研修会を行い職員の資質向上に努めます。
3. 積極的な資格取得（介護福祉士）に向けた勉強会を実施し有資格者の増員に努めます。
4. 多種多様な利用者・家族のニーズを把握した個別計画の作成に努めます。
5. 個々の要望に十分に対応できるようなサービスの質の向上に努めます。
6. 介護内容、訪問時の接遇、事故防止などの各マニュアルの作成に努めます。

平成30年度 ロング・ライフ フクチャンち

事業計画

基本方針

認知症高齢者に対し、地域との関わりやなじみの関係を持ち、家庭的な環境の中で入浴、排泄、食事等の支援、日常生活上の世話及び機能訓練等を行うことにより、認知症の進行を穏やかにし行動障害の減少を図り、認知症高齢者が精神的に安定し、その有する能力に応じ自立した日常生活ができるように努めます。

基本目標

1. 認知症による心理的問題を軽減し、入居者が明るく快適な生活が営めるよう努めます。
2. 地域へ積極的に出向き、地域住民と認知症高齢者が自然に関わり合いを持つことができるよう、開かれた施設づくりに努めます。

処遇方針

認知症によるストレスを軽減できるようセンター方式を活用し、個別サービス計画を立案し、定例的な見直しにより、入居者が健康で、又、生きがいを持って明るく穏やかな生活を営めるよう努めます。

処遇計画

サービス提供が円滑に進むよう計画的なボランティアの受け入れと、地域との催事交流と外出行事の活発性に努めます。

重点目標

基本方針を踏まえ平成30年度の重点事項として実施します。

1. 入居者と家族の意見を反映したケアプランの作成に努めます。
2. 介護記録等の関係書類、記録等を適正に作成し、必要に応じて見直しに努めます。
3. サービス提供時の事故発生の防止に努めます。
4. 専門職としての自覚を持ち、認知症介護をより理解し、運営推進会議等の活用により地域との連携を深めてケアの向上に努めます。

平成30年度 年間行事予定

月 別	行 事 内 容
4 月	・ お花見 ・ 三井流舞踊感謝大会見学 ・ 誕生会
5 月	・ 端午の節句 ・ 母の日 ・ 家族会 ・ 誕生会 ・ 運営推進会議
6 月	・ 運動会（ロング合同） ・ 父の日 ・ 小旅行（外食含む）
7 月	・ 七夕 ・ 流しそうめん（家族参加） ・ 運営推進会議
8 月	・ 夏祭り（ロング合同） ・ 誕生会
9 月	・ 敬老会（家族参加） ・ 家族会 ・ 運動会（杉妻地区） ・ 総合防災訓練 ・ 運営推進会議
10 月	・ 小旅行 ・ 地域交流芋煮会 ・ 誕生会
11 月	・ 菊人形見学(外食) ・ 誕生会 ・ 運営推進会議
12 月	・ クリスマス会（ロング合同） ・ 忘年会（家族参加） ・ 家族会 ・ 餅つき
1 月	・ 新年会 ・ どんと祭 ・ 団子さし ・ 運営推進会議
2 月	・ 節分 ・ 地域交流味噌作り
3 月	・ ひな祭り ・ 運営推進会議

※ 三井流歌央会来所・・・隔月第3水曜日

※ 手と手のボランティア・・・年4回

平成30年度 フクチャンち デイサービスセンター

事業計画

基本方針

認知症高齢者が可能な限りその居宅において、必要な日常生活の援助及び機能訓練を行う事により、認知症の進行を穏やかにしBPSDの減少を図り、精神的に安定して、その有する能力に応じ自立した日常生活ができるように努めます。さらに、利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るよう努めます。

基本目標

1. 認知症による心理的問題を軽減し、個人個人の残存機能を維持できるような個別サービス計画を作成し、利用者が明るく快適な生活が営めるよう努めます。
2. 住み慣れた地域へ積極的に出向き、地域住民と認知症高齢者が自然に関わり合いを持つことができるよう、開かれた施設づくりに努めます。
3. 職員は基本方針を十分に理解し、報告・連絡・相談を徹底し、サービスの質の向上に努めます。
4. 利用者が安全に利用できるよう、施設内外の事故防止に常に心がけます。

処遇方針

認知症によるストレスを軽減できるよう個別サービス計画を立案し、定例的な見直しにより、利用者が健康で、生きがいを持って明るく穏やかな生活を営めるよう努めます。

重点目標

基本方針を踏まえ平成30年度の重点事項として実施します。

1. 居宅サービス計画に沿った、利用者と家族の意見を反映した介護サービス計画の作成に努めます。
2. 在宅生活が健康な状態で継続できるように工夫を凝らしたサービス内容に取り組んでいきます。
3. 介護記録等の関係書類、記録等を適正に作成し、必要に応じて見直しに努めます。
4. サービス提供時の事故発生の防止に努めます。
5. 職員は、専門職としての自覚を持ち、認知症介護をより理解し、ケアの向上に努めます。

平成30年度年間行事予定

月別	行事内容	運営推進会議
4月	お花見 三井流舞踊感謝大会見学	
5月	端午の節句 母の日	
6月	運動会(ロング合同) 父の日 小旅行(外食)	
7月	七夕 流しそうめん(外食)	
8月	夏祭り(ロング合同)	
9月	敬老会 運動会(杉妻地区) 総合防災訓練	○
10月	地域交流芋煮会	
11月	菊人形見学(外食)	
12月	クリスマス会 忘年会 餅つき	
1月	新年会 どんと祭 団子さし	
2月	節分 地域交流味噌造り	
3月	ひな祭り	○

※三井流歌央会来所・・・隔月第3水曜日

※手と手のボランティア・・・年4回

※誕生会・・・対象利用者様の誕生月の利用日開催

平成 30 年度 フクチャンち通所介護事業所

事業計画

基本方針

利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の援助及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び、心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び、精神的負担の軽減を図るよう努めます。

基本目標

1. 利用者各個々の尊厳の保持と、日々の利用に安心・安全・満足して過ごして頂けるように本人・家族の意向、要望を取り入れサービスの提供に努めます。
2. 職員は、基本方針を十分に理解し、報告・連絡・相談を徹底し、サービスの質の向上に努めます。
3. 家族、介護支援専門員、各福祉サービス機関との連絡・連携を密に行い、利用者の自立支援の統一、サービスの向上に努めます。
4. 利用者の安全を常に心がけ、施設内外の事故防止に努めます。

処遇方針

利用者の人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるとともに、利用者及びその家族のニーズを的確に捉え、個別に通所介護計画を作成することにより、利用者が必要とする適切なサービスを提供できるように努めます。

重点目標

1. 利用者個々の現状と要望を的確に把握し、個別介護計画を作成しサービスの提供に努めます。
2. 職員の専門職としての資質の向上を目指し、施設内外の研修の充実を図るとともに、定期的に勉強会を開催することで、知識と技術の習得及びサービスの質の向上に努めます。
3. 生活リハビリを中心に残存機能の維持増進を図り、個々のもつ可能性を最大に引き出し、喜びと希望が持てるよう援助に努めます。
4. 利用者の生活の中心である在宅生活にも目を向け、利用者を介護している家族の支援にも努めます。
5. 職員は、地域社会の一員としての自覚をもち、地域福祉、地域貢献の向上に努めます。

平成 30 年度 年間行事予定

月 別	行 事 内 容
4 月	・ 花見 ・ 誕生会
5 月	・ 母の日 ・ 誕生会
6 月	・ 運動会（ロング合同） ・ 父の日
7 月	・ 七夕 ・ 誕生会
8 月	・ ライフ吉井田夏祭り ・ 誕生会
9 月	・ 敬老会 ・ 誕生会
10 月	・ 菊人形 ・ 誕生会
11 月	・ 誕生会 ・ 紅葉狩り
12 月	・ クリスマス会&忘年会 ・ 誕生会
1 月	・ 新年会 ・ 団子さし
2 月	・ 節分 ・ 誕生会
3 月	・ ひな祭り ・ 誕生会

※三井流歌央会……………2 カ月に 1 回（年間予定表）

※手と手の会ボランティア……………年 4 回

平成30年度 ライフ吉井田看護小規模多機能型居宅介護事業所

事業計画

基本方針

要介護状態になった場合においても、その利用者が尊厳を保持し、その有する能力に応じ、住み慣れた地域で自分らしい生活を続けられるよう、訪問看護と小規模多機能型居宅介護の組み合わせにより、「通い」「訪問看護・介護」「泊まり」を一体的に提供することで、医療・看護ニーズのある要介護者の日常生活上の看護・介護、緊急時の対応、その他、療養生活を支援し、心身の機能の維持回復に努め、安心して居宅において生活を送ることができるための援助を行います。

基本目標

1. 地域密着型サービス事業所として、地域への働きかけ、連携を図りながら、地域福祉の拠点施設を目指した活動を行います。
2. 要介護状態、認知症による心理的、身体的負担を軽減し、個々の残存機能を維持できるような個別サービス計画を作成し、利用者が明るく快適な日常生活が営めるよう努めます。
3. 利用者の心身状態は様々であり、それぞれの異なったニーズを把握して適切な訪問看護サービスに努めます。
4. 利用者がより元気で活動的な日常生活を継続できるよう予防看護に努めます。
5. 家族、又は医療機関、居宅介護支援事業所と連携を密に図り、より質の高い在宅サービスの提供に努めます。

処遇方針

利用者の自立とQOLを高めるために、個人のもつ可能性を最大限に引き出し、喜びと希望がもたれるような利用者中心のサービス提供に努めます。

重点目標

基本方針を踏まえ平成30年度の重点項目として実施します。

1. 看護小規模が持つ特性、特徴を、利用者・家族、医療・介護関係機関に、さらに理解を深めてもらえるよう努めます。
2. 本事業の趣旨を理解し、利用者の在宅生活を継続する支援強化のために、訪問介護・看護サービスの積極的な提供に努めます。
3. 併設のサービス付き高齢者向け住宅の入居者への適切なサービスが行われるよう、個別援助計画の充実、サービス内容のマニュアルを整備します。
4. 多種多様な利用者・家族のニーズを十分に把握した個別援助計画の作成に努めます。
5. 計画的に勉強会を開催することで、職員の資質、及びサービスの質の向上に努めます。

平成30年度 年間行事計画
(ライフ吉井田看護小規模多機能型居宅介護事業所)

月	内 容	外 食	運営推進会議	誕生会
4月	花見	○		毎月
5月	端午の節句 母の日		○	
6月	父の日 運動会(ロング) 小旅行	○		
7月	七夕 流しそうめん	○	○	
8月	夏祭り(ロング) 夏祭り(吉井田地区) 夏祭り(ライフ吉井田)			
9月	敬老会 小旅行 十五夜	○	○	
10月	運動会(吉井田地区) 菊人形見学 秋祭り(吉井田地区)			
11月	文化祭(吉井田地区) 文化祭(ロング)		○	
12月	クリスマス会(ロング) クリスマス会(小規模) 餅つき			
1月	新年会 団子さし		○	
2月	節分			
3月	雛祭り		○	

※三井流歌央会 ……2ヶ月に1回(年間予定表)
 ※絵手紙教室 ……毎月第2木曜日
 ※八木田ふれあい広場…毎月第2土曜日

※料理教室……毎月第2・第4水曜日
 ※オレンジカフェ……毎月第3水曜日

平成 30 年度 ライフ吉井田居宅介護支援事業所 事業計画

基本方針

利用者様及び家族と信頼関係を構築し、行政・医療機関・介護サービス提供機関等と連携して総合的なサービスの提供に努めます。

基本目標

1. 利用者様及び家族と信頼関係が築けるよう、個別性を重視した居宅サービス計画を作成し、サービス提供事業所と連携を図りながら在宅生活を支援していきます。
2. 地域に密着した事業所を目指し、地域住民との交流に努め、地域の方々に支持していただけるよう努めていきます。
3. 職員は専門職としての知識や技術が向上できるよう、計画的に研修を重ねるように努めます。
4. 特定事業所として、各包括支援センターと連携し中重度や支援困難ケースへの積極的な対応を行っていきます。また専門性の高い人材を確保し、質の高いケアマネジメントの実施に努めます。

重点目標

基本方針を踏まえ、平成 30 年度の重点事項として下記を実施します。

1. 利用者様が自立した日常生活を営むことが出来るよう、居宅サービス計画や介護予防サービス支援計画の作成に努め、特に中重度や支援困難な方へのケアマネジメントの資質の向上を図ります。
2. 認知症の人やそのご家族はもちろんそれ以外の人も含めて特定の人々の集会ではなく、地域の人々がお互いの関わり合いの中から活力を見出せる場などの交流の場を提供していきます。
3. 平時からの医療機関との連携促進のために利用者様の主治の医師や歯科医師、薬剤師にケアプランなどの必要な情報伝達を行うなど、医療機関等と総合的に連携を図っていきます。
4. 個人情報保護の観点を重視し利用者様に関する情報とサービス提供にあたっての留意事項に係る伝達等を目的とした会議や事例を通じた研修会など他法人との合同での開催も含めて、定期的な開催に努めていきます。

平成 30 年度 ロング・ライフ訪問看護ステーション

事業計画

基本方針

利用者が要介護状態になった場合においても、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援し、心身の機能維持回復を目指し、要介護者が健全で安らかな在宅生活を送ることが出来るようにするための援助に努めます。

基本目標

1. 利用者の心身状況は様々であり、それぞれの異なったニーズを把握して理解し適切な訪問看護に努めます。
2. 利用者がより元気で活動的に日常生活を継続できるよう予防看護に努めます。
3. 家族、又は医療機関、居宅介護支援事業所と連携を密に図り、より質の高い在宅サービスの提供に努めます。

処遇方針

利用者の自立と **QOL** を高めるために、個人のもつ可能性を最大限に引き出し、喜びと希望が持たれるような利用者中心のサービス提供に努めます。

重点目標

基本方針を踏まえ平成 30 年度の重点事項として実施します。

1. 事業 7 年目を迎え、地域住民、医療機関、並びに居宅介護支援事業所等の信頼を得ることができる訪問看護サービスに努めます。
2. 訪問看護サービスが適切に提供できるように、職員の意欲向上を図るとともにサービス内容のマニュアルの整備に努めます。
3. 定期的に勉強会を開催することで、職員の資質、及びサービスの質の向上に努めます。
4. 多種多様な利用者・家族のニーズを十分に把握した個別援助計画の作成に努めます。

平成30年度 ライフ吉井田サービス付き高齢者向け住宅

事業計画

基本方針

サービス付き高齢者向け住宅は、高齢者に適した良好な居住環境を備えた賃貸住宅であり、心身に不安を抱える高齢者が安心して暮らすことのできる住まいです。

介護・医療と連携し、高齢者の安心を支えるサービスとして、ケアの専門家である職員により安否確認や生活相談サービスを提供すること等で、高齢者が安心して住み慣れた地域で暮らし続けることを実現します。

基本目標

- (1) 職員は施設の方針を理解し、職員相互の協力のもと、入居者サービスの充実・向上に努めます。
- (2) 入居者の安全を常に心がけ、施設内外の事故防止と防災に努めます。
- (3) 入居者の尊厳を保ち、地域住民との交流を通して生きがいをもって生活ができるよう努めます。
- (4) 職員は専門職としての知識と技術、並びに使命についての計画的研修を重ね知識、技術の習得に努めます。
- (5) 職員は地域社会の一員としての自覚をもち、保健、医療、福祉の分野との連携を深め地域福祉の向上に努めます。

サービス方針

入居者のサービス提供にあたっては、専門的知識を活かし、入居者一人ひとりの心身の状況に応じた日常生活を営むことができるよう、快適な環境づくりに努めます。

平成30年度 ライフ吉井田配食サービス事業

事業計画

基本方針

配食サービスは、介護・医療と連携し、高齢者の安心を支えるサービスとして、安否確認や生活相談サービスを提供すること等で、高齢者が安心して住み慣れた地域で暮らし続けることを実現します。

基本目標

- (1) 栄養バランスがとれた食事を自宅まで届けることで健康の維持・向上に努めます。
- (2) 食事は、会話を交わしながら手渡しで届けることにより、日々の安否確認や地域との繋がりを保ちます。
- (3) 利用者の尊厳を保ち、地域との交流を通して生きがいを持って生活ができるよう努めます。
- (4) 食事は、普通食以外にも刻み食・ミキサー食・お粥など、個々のニーズに対応できるよう努めます。
- (5) 職員、及び配達スタッフは、専門職としての知識と技術、並びに使命についての計画的研修を重ね知識、技術の習得に努めます。

サービス方針

配食サービスの提供にあたっては、専門的知識を活かしつつ、利用者一人ひとりの心身の状況に応じた在宅生活を営むことができるよう、多職種間の連携、情報の共有に努めます。

平成30年度 地域における公益的な取組

事業計画

基本方針

社会福祉法人として、責務とされる「地域における公益的な取組」を行うことを通じ、これからの地域社会における福祉の中心的な担い手になって行くことを目指します。

当面、各拠点での、これまでの地域との関係性や、取組んできた諸活動を踏まえ、地域に存在する福祉ニーズを把握したうえで、計画策定し、取組んでいきます。

基本目標

1. 「地域における公益的な取組」の責務規定である、
 - ①社会福祉事業又は公益事業を行うにあたって提供される「福祉サービスであること」
 - ②「日常生活又は社会生活上の支援を必要とする者」に対する福祉サービスであること
 - ③無料または低額な料金で提供されること、を遵守した取組みを行います。
2. 事業の実施にあたっては、法人内にプロジェクトチームを設け、法人の方針に沿いながら、各拠点に存在する福祉ニーズの把握、当法人に期待する取組等の情報を収集し、立案、行動に移行していきます。
3. 各拠点で行っている現在の活動を中心に、さらに地域住民の安心ある生活の実現のために活動の内容充実と幅を拡げていきます。

平成30年度 年間活動計画

松川拠点

項 目	内 容	回数
地域のサロン活動	ロングな介護	月1回
高齢者の孤立防止 介護予防体操		
認知症の啓発活動	SOSネットワーク模擬訓練	随時
	認知症サポーター養成講座	
地域づくりの推進	松川安心安全ネットワーク委員会	随時
公開講座		
夏祭り	夏祭りの開催（地域住民参加）	年1回
多世代間交流		
福祉避難所	福祉避難所の設置（福島市指定）	

伏拝拠点

項 目	内 容	回数
地域のサロン活動	オレンジカフェ（認知症カフェ）の開催	月1回
高齢者の孤立防止 認知症啓発		
地域交流行事	地域交流いも煮会	年1回
高齢者の交流		
介護教室	認知症サポーター養成講座	随時
認知症啓発		
福祉避難所	福祉避難所の設置（福島市指定）	

吉井田拠点

項 目	内 容	回数
みんなのサロン	高齢者、子供などへの居場所の提供	毎日
高齢者の孤立防止	オレンジカフェ（認知症カフェ）の開催	月1回
多世代間交流	料理教室の開催	月2回
介護予防体操	ちょこっと体操教室	月2回
大・小会議室	老人クラブ会合への場所提供	随時

高齢者の孤立防止 〃 生甲斐創出 各種研修会の開催	各種サークルへの場所提供 子育て親のサークルへの場所提供 介護・医療関係の研修会等への場所提供	
介護教室	老人クラブへの出前講座の開催	随時
	サークル団体への介護教室の開催	
	家族介護者のつどいの開催	月 1 回
夏祭り	夏祭りの開催（地域住民参加）	年 1 回
多世代間交流		
福祉避難所	福祉避難所の設置（福島市指定）	
子ども 1 1 0 番	子ども 1 1 0 番のいえ	